

○福島市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

平成二十二年十二月二十四日

規則第四十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市客引き行為等の防止に関する条例(平成二十二年条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。

(指定区域)

第三条 条例第三条第一項の市長が指定する区域は、一般国道十三号、県道福島飯坂線、県道福島吾妻裏磐梯線、市道宮下町・曾根田町線及び市道杉妻町・御山線に囲まれた区域(当該区域を囲む道路部分を含む。)とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。